

Q 5 どのくらいの広さの農地があればよいですか？ ……………

農業者になるには

農業者として公に認定されるには、原則的に耕地面積が50a以上必要となります。ただし、施設栽培を行うということであれば、その限りではありません。施設栽培の場合、単位面積当たりの収益が高いからです。

施設栽培の場合を含め、農業者と認定される最小耕作面積（面積要件）は、町の農業委員会で決定されているので、農業委員会などに問い合わせ、確認する必要があります。

農業者と認定されれば、制度資金などが借りられます。ただし、安易に制度資金を借りることは、あまり勧められません。

なお、自宅の庭先を用い、趣味や家庭菜園などで作物を栽培する場合には、当然のことながら面積の法規制はありません。また、知人の農業者の農地の一部を借りて栽培することも問題ありません。いずれにしろ、農業を始めるに際しては、町の農業委員会、県の農業会議や農業振興事務所、農地のことに詳しい知人に相談するのがよいでしょう。

経営内容と耕地面積

単位面積当たりの収益がどのくらいなのかを県の農業振興事務所などを通じて調べれば、自分のやりたい農業とその収入額の大きさから、必要耕地面積が決まってくることになります。しかし、その収入額は熟練している一般の農家の平均値であることに留意する必要があります。

また、野菜などは、その年によって市場単価が大きく変化します。作物によっては、収量や品質が個人の技術・技能に大きく左右されることがあり、また一般の市場にのみ出荷して経営している場合や直売で収入を得る場合などがあり、それらによって収入額が大きく異なってくるということも考慮しなければなりません。